第３部　生活復興編

第8章　復興計画、復興基金

第1節　震災復興本部

神戸市では兵庫県南部地震による被害に対し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する目的で、1月17日震災当日に「災害対策本部」を設置した。さらに、神戸のまちの復興を図るため、平成7年1月26日に、市長を本部長、助役を副本部長とする全庁的なプロジェクト体制をとる「神戸市震災復興本部」を設置した。復興本部には復興計画の策定と全庁的な調整を図る組織として総括局を置いた。

なお、この組織を規定する「神戸市震災復興本部条例」議案が、2月15日の臨時市会において議決され、16日に公布・施行された。同時に、復興計画の策定について審議する神戸市復興計画審議会（市長の諮問機関）について定める「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例」、災害に強い活力のある市街地の形成及び良好な住宅の供給を図る「神戸市震災復興緊急整備条例」の2つの条例が議決、公布、施行された。

震災復興本部総括局の組織は、当初、2課(調査課、計画課)体制でスタートしたが、平成8年度の組織改正でマスタープラン等を担当する企画調整局と統合。企画調整部（企画課、調整課、文書館)、復興計画推進部（総合計画課、マルチメディア推進課)、国際部（国際課）の3部6課に東京事務所を加えた体制となり、さらに、平成9年度の組織改正で情報企画部を新設するのに伴い、企画調整部と復興計画推進部を統合。平成11年度現在での組織は、復興推進部（企画課、調整課、総合計画課、文書館）情報企画部（マルチメディア推進課、情報システム課)、国際部（国際課、中国アジア交流室)、東京事務所の3部1事務所8課体制である。

図表8-1-1　神戸市震災復興本部（平成7年2月現在）

本部長　市　長
副本部長　助役（3名）

- 総括局
  - 次長
    - 調査課
    - 計画課
- 本部員：市長室，企画調整局，総務局，理財局，市民局，民生局，衛生局，環境局，経済局，農政局，土木局，下水道局，都市計画局，住宅局，港湾局，開発局，区役所，消防局，水道局，交通局，教育委員会事務局の長

第２節　復興計画

１．神戸市復興計画ガイドラインの策定

１月26日に発足した震災復興本部総括局では、復興計画策定の進め方及び時期について次の２点の方針をたて、直ちに策定作業に取りかかった。

① 復興計画審議会を設置し、諮問、答申を経て計画を策定する。

② ３月末までに基本方針（ガイドライン）を定め、６月末を目標に計画を発表する。

計画の策定に向け２段階方式を採用したのは、震災から得た教訓や経験、さらには、地震の影響が市民生活のあらゆる分野に及んでいたため、復興計画の核になる基本方針の策定には、専門的、技術的知識を有する人達に十分議論、検討していただくことがまず必要であるとの理由からであった。

さらに、震災から半年後の６月末に目標設定した主な理由は下記のとおりである。

① 震災直後からライフラインを中心に既に復旧工事が市内随所で始まっていたが、いずれ本格復興に推移していく。その方向性を示す復興ビジョンを一日も早く市民に示すことが行政の責務である。

② 震災の被害額は、道路、鉄道、港湾等インフラだけでも約10兆円に達することが見込まれる。この額は神戸市の財政規模から見て、一自治体で復興に取り組むには明らかに限界があり、国の支援が絶対に必要である。そのためにも早急に計画を定め関係機関に要請していかなければならない。

③ 復興計画審議会の委員の選任、諮問、審議、そして答申のスケジュールには、これまでのマスタープラン策定のための審議会の例と比較して、少なくと半年間の期間が必要である。

検討していただく委員はまちづくり、都市計画、住宅、産業・経済、港湾、防災、保健・医療、福祉、文化、法律など幅広い領域から専門的知識を持つ学識経験者にお願いした。

神戸市からの依頼に対し、震災直後の大混乱の時期ではあったが、27名の学識経験者の方々に快くお引き受けいただいた。このメンバーに総括局長を加え、総勢28名で名称も「神戸市復興計画検討委員会」とし、第１回の検討委員会を震災から３週間後の平成７年２月７日に開催した（委員名簿は資料編参照）。

この検討委員会の下には、都市基盤検討分科会、市民生活検討分科会、安全都市基準検討分科会の３つの分科会を置き、各分野での検討を重ねた。

検討委員会を開催した２月、３月は震災後間もないこともあり、交通アクセス等もかなり困難な状況ではあったが、各委員のご協力により、かなり過密なスケジュールの中で検討委員会、各分科会を開催し、３月27日の最終回となる第３回の検討委員会での検討を経て、復興の基本方針である「神戸市復興計画ガイドライン」を発表した。

この復興計画ガイドラインは３部構成からなる40項の小誌ではあるが、復興計画に盛り込むべき内容についていくつかの方向づけを行っている。

主な点を挙げると次のとおりである。

① 神戸のまちを震災の教訓と経験を踏まえ、先駆的な防災モデル都市として復興、再生することが最も重要であると位置づけたこと

② 復興の目標年次を2005年（平成17年）としたこと

③ 復興の目標を「安心」「活力」「魅力」そして「協働」とし、それぞれの目標別に施策展開を図ること

④ 安全都市づくりビジョン（安全都市基準）の考え方を示し、災害に強いまちづくりのための独自の指針を打ち出したこと

⑤ 神戸のまちを構造的に分析し、地域ごとに特色ある復興計画が必要であると位置づけたこと

また、その末尾は「このガイドラインをふまえ、市民や市会議員、学識経験者、各界の代表者、国等の関係機関などに参加いただく神戸市

復興計画審議会での審議や市民の提案募集などにより、幅広い分野の人々の英知を結集し具体的な復興計画の策定作業に早急に着手する。」と結んだ。

次の段階の方向性を示し、神戸市復興計画検討委員会の役割を終えた。

2．神戸市復興計画の策定

総括局では、検討委員会での検討により「神戸市復興計画ガイドライン」が策定されたの受け、審議会で審議をしていただく委員の選任に取り組んだ。検討委員会同様、幅広い議論と市民の声を結集する必要から、学識経験者に加え、市民代表、市会議員、経済界・労働界、関係行政庁等各界の代表者から委員になっていただいたが、地震の規模とその影響の程度を反映して神戸市の審議会では、これまで他に例を見ない100名にも及ぶものとなった（委員名簿は資料編参照）。

内訳は次のとおり。

学識経験者	40名
市会議員	6名
市民代表	25名
経済界代表	12名
労働界代表	6名
関係行政機関代表	8名
市職員	3名
	合計100名

第1回審議会は平成7年4月22日に開催され、市長は諮問にあたって次のように挨拶した。「3月末に神戸市復興計画検討委員会により復興計画ガイドラインをまとめていただいた。今回この審議会で具体的な議論をそれぞれ専門の立場、分野で議論していただき、委員の皆様の意見を復興計画の中に入れていきたい。」

審議会は直ちに審議に入ったが、ただ100名という委員の数から全員が出席して議論するにはどうしても限界があるため、この審議会は検討委員会の流れをくむ3つの小委員会に分かれて審議を行っていく運営方針も決定された。

この第1回の審議会から6月26日の第3回（最終）まで、審議会3回、小委員会各3回の計12回が開催され、ガイドライン並びに、神戸市が作成した復興計画（案）に対して、多くの意見・提言が出された。これらの意見・提言は、「神戸市復興計画（案）に関する答申書」に390項目にも及ぶ指摘事項としてとりまとめられ、6月29日に堯天会長から市長に答申された。また、復興計画審議会と並行して、各局はそれぞれの事業計画等を策定するための委員会を設置し、6月末までに各委員会での意見・提言が報告書としてとりまとめられた（図表8-2-5）。

各局委員会の設置目的はほぼ共通しているが、特に代表的例示として神戸経済復興委員会の設置趣旨の中にその目的を見ることができる。

「今回の震災により大きな打撃を受けた神戸経済の一日も早い復興を進めるため、産業界、学識経験者等の参画を得て、神戸経済復興委員会を組織し、復興の指針と当面の応急的な復旧方策について検討し、神戸市復興計画に反映させる。」

この「神戸市復興計画（案）に関する答申書」、あるいは各局委員会の報告書で出された意見・提言、さらには、広く市民に呼びけ、郵送、FAX、電子メールなどで寄せられた多くの提言を取り入れ、神戸市では速やかに計画案の修正を行い、6月30日に「神戸市復興計画」を発表した。

①計画の構成

第1章　復興の基本的考え方
…………基本的課題、まちづくりの目標、他計画との関係　等

第2章　目標別復興計画
…………市民のくらし、都市の活力、神戸の魅力、協働のまちづくりの4節からなる分野別の計画

第3章　安全都市づくり
…………安全の視点から施策を体系的にまとめた計画

第4章　市街地復興計画
…………都心、東部、西部に分けた地域別の計画

第5章　シンボルプロジェクト
…………復興のシンボルとなる重点プロジェクト

第6章　実現に向けて
…………計画推進の考え方、市民・事業者・市の連携　等

②目標年次　2005年

③対象地域　市内全域

（ただし、「第4章　市街地復興計画」は「震災復興促進区域」を対象とする。）

④計画の内容

第1章　復興の基本的考え方

第1節　復興への基本的課題

① 本格的復興に向けての市民生活と都市基盤の早期復旧
② 震災の教訓を生かした災害に強い都市づくり
③ すべての人が安心して暮らせる福祉社会の構築
④ 多様性、開放性に富んだ神戸文化の復興
⑤ 環境にやさしい持続的発展が可能な都市の創造
⑥ 21世紀を先導する国際都市としての再生・復興
⑦ アジアのマザーポートとしての神戸港の早期復興
⑧ 情報ネットワーク社会の実現
⑨ 協働によるまちづくりの推進
⑩ ボランティア活動の支援と広域連携の推進
⑪ 災害文化の継承と世界への貢献

第2節　復興まちづくりの目標

① 安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち
② 創造性に富んだ活力あるまち
③ 個性豊かな魅力あふれるまち
④ ともに築く協働のまちづくり

第2章　目標別復興計画

第1節　“市民のくらし”を復興する

1　良質な住宅の早期大量供給

・3ヶ年での公的住宅及び民間住宅の早期大量供給と高齢者等に対する住宅の支援
・神戸・復興住宅メッセや阪神・淡路大震災復興基金などによる住宅再建等への支援
・復興住宅モデル街区の整備や住宅設計基準の策定による安全なすまいづくりの推進

2　地域特性を生かした住環境整備の推進

・被災市街地における住宅市街地総合整備事業等面的整備事業の推進
・インナー長屋街区改善誘導制度の活用等による街区単位での地域特性を生かした建替の促進
・すまい・まちづくりの支援のための人材センターや基金の設立

3　保健・医療・福祉の充実

・精神保健相談、訪問指導等の充実による保健事業の推進
・震災により生じた新たな福祉ニーズに対応するためのサービスの拡充
・「あんしんすこやか窓口」を核とした地域ケアネットワークの整備

4　豊かな心を育むくらしの実現

・学校施設の復旧と防災機能の強化、パソコンネットワーク等による情報教育の推進
・震災記録集の作成や防災教育のカリキュラム化
・学校開放事業の推進や学習機会の提供等による生涯学習の推進

第2節　“都市の活力”を復興する

1　産業の復興

・ケミカルシューズ産業の工場の集団化等のまちづくりと一体となった産業の振興
・エンタープライズゾーンの設置、復興基金によるベンチャーキャピタル制度の創設
・スーパーコンベンションセンター（国際会議場・国際展示場）の誘致等による集客都市づくりの推進

2　神戸港の復興

・短期復興計画に基づく概ね2年を目処とした神戸港の機能回復
・高規格コンテナターミナルや、テクノスーパーライナー（超高速貨物船）にも対応できる多目的バース等、海上都市での最新鋭

の港湾施設の整備
・神戸港の利用に係るサービスの向上や港の情報化等による国際競争力の強化

3　交通ネットワークの整備
・ルートの多重化や多構造化等を図る環境と調和した格子状の広域道路網の整備
・地下鉄海岸線や三宮等の駅前広場の整備等の公共交通網の整備
・海・空・陸の総合交通体系の確立を目指す神戸空港の整備

第3節　“神戸の魅力”を復興する

1　復興に向けた運動の推進
・復興促進キャンペーン等の市民の自主的な活動の支援
・インターネット等を活用した復興情報の発信

2　市民の心をうるおす文化・スポーツの振興
・海や港とのつながりを重視した「神戸まつり」の再生等の神戸らしい文化の振興
・神戸国際会館の再建や再開発の中での文化施設の整備
・2002年ワールドカップサッカーの誘致等によるスポーツを楽しめる環境づくり

3　国際都市づくりの推進
・外国人相談窓口の充実等による外国人市民への生活支援の充実
・国際ボランティア文化交流センターの整備や国際協力の推進
・国際交流拠点の形成による経済・学術・文化に関する国際交流の促進

4　情報コミュニケーションのまちづくり
・情報活用能力の向上を図る情報教育の推進と防災のための情報ネットワークの整備
・神戸国際マルチメディア文化都市構想（KIMEC構想）の推進

5　水とみどり豊かな快適環境都市づくり
・河川緑地軸・街路緑地軸の整備等による“水とみどりのネットワーク”の形成
・公園の体系的整備と震災復興記念公園等の個性ある公園の整備
・歴史性を生かした回遊性のあるまちづくり等による魅力ある都市景観の形成

第4節　“協働のまちづくり”を推進する

1　ともにつくるふれあいとやさしさの地域社会
・ともに生きる社会の実現に向けた人間尊重のまちづくりの推進
・震災復興のまちづくりに向けた広報・広聴制度の充実、市民相談システムの充実

2　個性と魅力あふれる地域社会づくり
・防災・保健・医療・福祉の連携による「安心ネットワーク」の構築
・まちづくり協議会の活動・結成支援等の震災復興のまちづくり支援

3　自主性と創造性あふれるボランティア活動の振興
・ボランティアセンターの各区整備、ボランティア研修の実施
・ボランティア団体相互及び各種行政機関等を結ぶ情報ネットワークの整備

4　事業者の自発的で意欲的な地域活動の促進
・災害時、緊急時の事業者との協力体制を構築するため防災訓練等の共同実施

第3章　安全都市づくり

第1節　基本的考え方

(1)　基本的視点
①　自立した生活圏の形成
②　日常性と災害時との調和
③　市民・事業者・市の役割分担と連携

(2)　安全都市の体系（図表8-2-1参照）

第2節　防災生活圏
－生活空間での安心の確保

第3節　防災都市基盤－安全な都市の基本骨格の確保

1　防災緑地軸の整備
・神戸の地形を生かした水とみどりのネットワークの形成による市街地のブロック化

2　防災拠点の整備
・防災拠点の体系的整備などによる都市の防災力の強化

3　広域防災力に対応した都市空間の形成
・海・空・陸の広域防災拠点の連携による多様な防災活動の展開

図表8-2-1　安全都市の体系

	近隣生活圏	生活文化圏	区生活圏
圏域のイメージ	自主防災組織等の住民や事業者が主体となり居住地域での自立的な生活を行う圏域 （概ね小学校区）	地域活動やボランティアのリーダーと行政が連携し、人・物・情報の面から近隣生活圏を支援する圏域 （区に数ヵ所）	市役所や関係機関と連携しつつ、各区役所が独自に災害対応を行う圏域 （行　政　区）
圏域の核となる防災拠点	「地域防災拠点」 小中学校、近隣公園、地域福祉センター　等	「防災支援拠点」 公園・学校等の公共施設が複合的に利用できる場所を確保する。	「防災総合拠点」 区役所、消防署、福祉事務所　等

4　災害に強いライフラインネットワークの整備

・共同溝の整備などによる信頼性の高いライフラインの構築

・環境への負荷を軽減する循環型供給処理体系の確立

第4節　防災マネージメント－防災力を高めるシステムづくり

1　災害への備えの充実

・防災計画、防災体制の整備による多様な災害への迅速かつ柔軟な対応力の強化

2　災害直後の緊急対応力の強化

・迅速な情報収集・判断・広報体制の確立と速やかな防災活動の集結

3　救援・復旧活動の充実

・マネージメントシステムの整備、広域協力等による円滑な救援・復旧活動の展開

4　災害文化の継承

・災害を通じて得た知識・教訓を継承する施設・拠点等の整備と行事等の実施

第4章　市街地復興計画

第1節　基本的考え方

(1)　対象地域　「神戸市震災復興緊急整備条例」に基づく「震災復興促進区域」

(2)　基本的視点

①　被災市街地の総合的な整備とインナーシティの活性化

②　安全都市づくりの推進

③　拠点の整備と自立性の高い生活圏の形成

④　水とみどり豊かな市街地の形成

⑤　ウォーターフロントの整備と市街地との連携の強化

⑥　まちづくりと一体となった産業の振興

⑦　地域の個性を生かした魅力あるまちづくり

⑧　協働によるまちづくりの推進

第2節　都心地域復興計画

(1)　地域復興の視点

①　都心機能の復興

②　海・港の活用

③　都心の魅力を高める生活空間の再生・創造

(2)　都心復興プロジェクト

①　魅力ある都心中心部の創造

②　都心ウォーターフロントの整備

③　灘文化軸の整備

図表8-2-2　防災生活圏

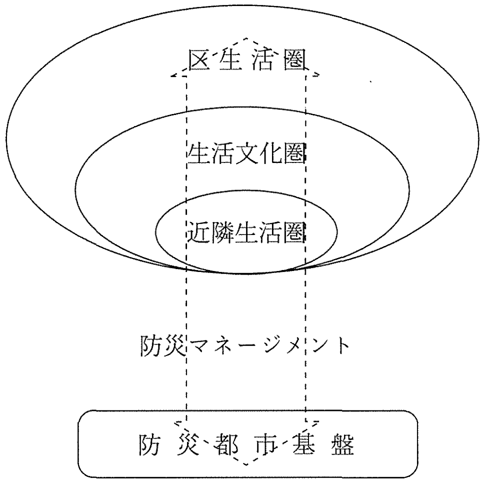

④　新港突堤東地区の再開発
⑤　生田川河川緑地軸の整備
⑥　歴史的地区再生プログラム

第３節　東部市街地復興計画

(1)　地域復興の視点
①　魅力ある都市型住宅地としての復興
②　豊かな自然・文化環境の活用
③　地域の個性・魅力を生かした交流の促進

(2)　東部復興プロジェクト
①　東部副都心軸の整備
②　住吉川河川緑地軸の整備
③　なぎさ海道（臨海緑地軸）の整備
④　酒を生かすまちづくりの推進
⑤　大学のあるまちづくりの推進

第４節　西部市街地復興計画

(1)　地域復興の視点
①　住•商•工の調和のとれた活力ある復興
②　安全で快適な市街地の形成
③　豊かな心を育むコミュニティの醸成

(2)　西部復興プロジェクト
①　西部副都心軸の整備
②　湊川公園・新開地周辺の整備
③　新湊川河川緑地軸の整備
④　妙法寺川河川緑地軸の整備
⑤　地下鉄海岸線にあわせたまちづくりの推進
⑥　「くつのまち・ながた」構想の推進
⑦　国際ボランティア文化交流センターの整備

第５章　シンボルプロジェクト

(1)　シンボルプロジェクトの選定の基準
①　市民生活や都市基盤の復旧・復興にとって緊急かつ重要なもの
②　神戸の復興を先導する鍵となり、波及効果の大きいもの
③　21世紀を展望した新しい神戸の復興を象徴するもの

(2)　17のシンボルプロジェクト
①　市民のすまい再建プラン
②　安全で快適な市街地の形成
③　21世紀に向けた福祉のまちづくり
④　安心ネットワーク
⑤　東部新都心計画
⑥　神戸起業ゾーン整備構想
⑦　中国・アジア交流ゾーン構想
⑧　21世紀のアジアのマザーポートづくり
⑨　国際性、近代性などの特色を生かした神戸文化の振興
⑩　多重性のある交通ネットワークの形成
⑪　次世代の情報通信研究のための基盤整備〔KIMEC 構想の推進〕
⑫　地域防災拠点の形成
⑬　水とみどりの都市づくり
⑭　海につながる都心シンボルゾーンの整備
⑮　災害に強いライフラインの整備
⑯　災害文化の継承
⑰　災害科学博物館及び20世紀博物館群構想の推進

第６章　実現に向けて

1　市民生活の早期平常化と都市基盤の早期復旧
2　復興事業の効果的・効率的な推進
3　行財政改善の推進
4　国の強力な支援と地域の連携
5　規制緩和と民間活力の積極的活用
6　協動による豊かな市民社会の形成

図表8-2-3　神戸市復興計画の概要

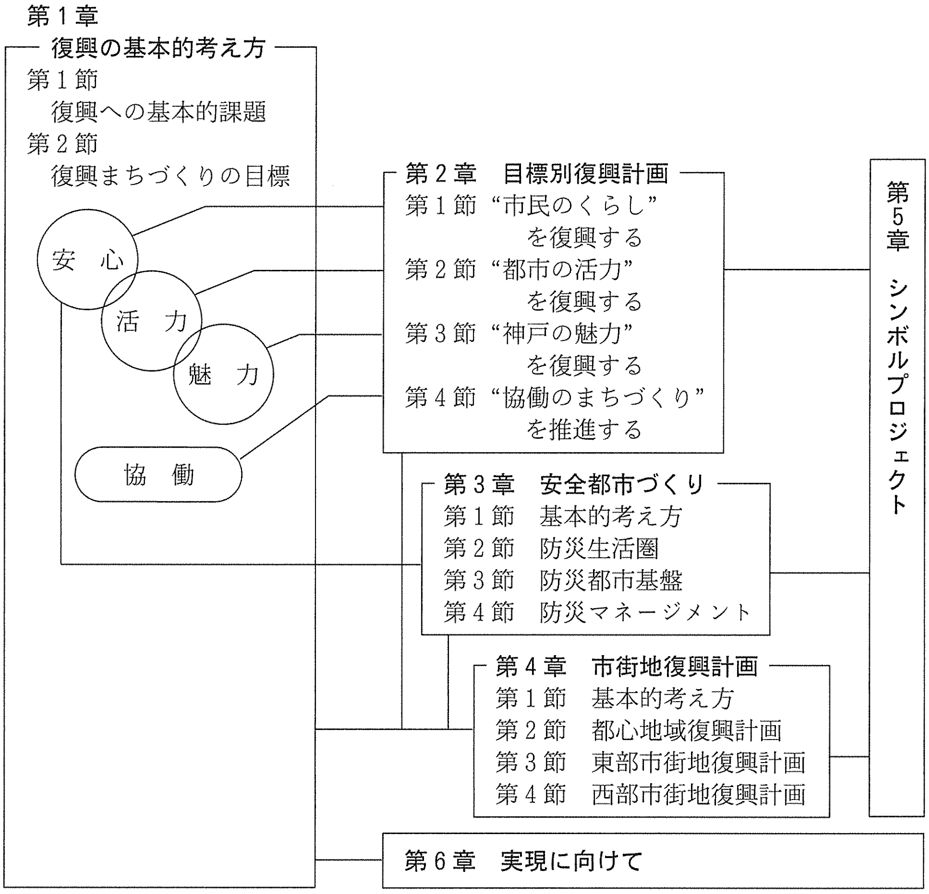

図表8-2-4　神戸市復興計画策定までの経緯

平成７年１月17日	阪神・淡路大震災発生
１月26日	神戸市震災復興本部設置
２月７日	第１回神戸市復興計画検討委員会開催 市民生活検討分科会、都市基盤検討分科会、安全都市基準検討分科会を設置し、延べ14回の委員会、分科会を開催し、復興計画策定のためのガイドラインを検討・作成。
３月23日	神戸の復興に向けての提言募集（～４月21日）
３月27日	第３回（最終）神戸市復興計画検討委員会開催 「神戸市復興計画ガイドライン」発表
３月28日	復興計画についての職員特別提言募集（～４月21日）
３月29日	市政アドバイザー意識調査－阪神・淡路大震災と復興について－（～４月７日）
４月22日	第１回神戸市復興計画審議会開催 市民生活小委員会、都市活力小委員会、安全都市小委員会を設置し、延べ12回の審議会、小委員会を開催し、復興計画について審議。
６月26日	第３回（最終）神戸市復興計画審議会開催
６月29日	神戸市復興計画審議会・堯天会長から市長に答申
６月30日	「神戸市復興計画」発表

図表8-2-5　復興関連の審議会等

名　称	報告書、提言等		所管局(当時)
神戸市公共建築物震災調査会	平成７年兵庫県南部地震による公共建築物の被害状況について（報告）	H7. 3. 20	住宅局
神戸市復興計画検討委員会	神戸市復興計画ガイドライン	H7. 3. 27	震災復興本部総括局
神戸の教育再生緊急提言会議	神戸の教育再生緊急提言会議提言	H7. 3. 27	教育委員会事務局
神戸市在住外国人問題懇話会	神戸市在住外国人問題懇話会復興提言	H7. 4. 27	市長室
神戸港復興計画委員会	神戸港復興計画委員会報告書	H7. 4. 28	港湾局
神戸市同和地区復興検討委員会	同和地区における震災後の住宅の緊急確保等に関する提言	H7. 5. 1	民生局
神戸市消防基本計画検討委員会	神戸市消防基本計画策定にかかる基本的事項(答申)	H7. 5. 8	消防局
神戸市文化指針検討委員会	神戸市文化指針への緊急提言	H7. 5. 11	市民局
神戸市市民福祉調査委員会	「市民福祉復興プラン」の策定にかかる基本的事項について(意見具申)	H7. 5. 22	民生局
神戸市農漁業復興計画研究会	神戸市農漁業復興への提言	H7. 5. 30	農政局
神戸市水道復興計画検討委員会	神戸市水道耐震化指針	H7. 6. 14	水道局
神戸経済復興委員会	神戸経済復興委員会報告	H7. 6. 26	経済局
神戸市復興計画審議会	神戸市復興計画	H7. 6. 30	震災復興本部総括局
西市民病院復興検討委員会	西市民病院復興検討委員会報告書	H7. 11. 14	衛生局
神戸市教育懇話会	震災体験を生かす神戸の教育の創造	H8. 1. 19	教育委員会事務局
神戸市公共建築復興基本計画検討委員会	神戸市公共建築復興基本計画報告書	H8. 3	住宅局
神戸市防災会議	神戸市地域防災計画(地震対策編) 神戸市地域防災計画(風水害等対策編) 神戸市地域防災計画(防災事業計画) 神戸市地域防災計画(防災データベース)	H8. 3. 29 H8.6.18 H9.6.10 H9.6.10	総務局 市民局 市民局 市民局
市民安全推進条例(仮称)検討委員会	市民安全推進条例(仮称)に関する検討結果について(報告)	H9. 11. 6	市民局
神戸市住宅審議会	震災を踏まえた今後の住宅政策のあるべき方向性について（答申）	H10. 1. 22	住宅局
神戸市復興推進懇話会	復興推進懇話会提言	H10. 3. 27	震災復興本部総括局
神戸市住環境審議会	地域特性を踏まえたすまい•まちづくりのあり方と当面の施策展開について（答申）	H11. 2. 2	住宅局
市民のすまい再生懇談会	市民のすまい再生懇談会からの提言	H11. 3. 9	生活再建本部
神戸市復興・活性化推進懇話会	(H10. 6. 11設置)	―	震災復興本部総括局

第３節　復興推進懇話会

⑴　神戸市復興推進懇話会の設置

復興計画の推進にあたり、その進捗状況を把握し、課題の明確化を行うこと、課題解決のための方策の検討と市長あて提言を行うことを目的として、平成８年８月に神戸市復興推進懇話会を設置した。委員の選任に際しては、幅広い分野からの意見を募ることを念頭に置き、学識経験者19名と、市民との協働を促進する観点から民間団体や市民14名、合計33名に委嘱した。

第１回会議が平成８年８月９日に行われ、座長には神戸大学名誉教授の堯天義久氏、副座長には流通科学大学学長の伊賀隆氏と帝塚山大学教授の紙野桂人氏が委員互選により選出された。

⑵　会議の開催状況と検討内容

①　第１回
日時：平成８年８月９日（金）10:00〜12:00
場所：神戸市役所１号館28階第４委員会室
- 復興推進懇話会の運営方針について
- 座長、副座長の選出
- 復興への取り組み状況について
- 自由討議

②　第２回
日時：平成８年10月15日（火）9:30〜12:00
場所：神戸市役所１号館28階第４委員会室
- 各ワーキングからの報告
- 復興推進のための方策について
- 新しいワーキングの設置について
- 自由討議

③　第３回
日時：平成９年１月30日（金）10:00〜12:00
場所：神戸市役所１号館28階第４委員会室
- 復興への取り組み状況について
- 各ワーキングからの報告
- 自由討議

④　第４回
日時：平成９年４月25日（金）9:30〜12:00
場所：神戸市役所１号館26階第１委員会室
- 各ワーキングからの報告
- 復興への取り組みの総合的点検
- 自由討議

⑤　第５回
日時：平成９年９月10日（水）13:30〜16:00
場所：神戸市役所１号館26階第１委員会室
- 復興カルテ（中間結果）について
- 市民事業研究会（中間報告）について
- 自由討議

⑥　第６回
日時：平成10年３月11日（水）14:00〜17:00
場所：神戸市役所１号館14階大会議室
- 復興カルテ'98について
- 市民事業研究会について
- 復興への取り組みの総合的点検
- 自由討議

⑶　提言内容

①　第１回提言　平成８年８月23日（金）
- まちづくりと経済復興に関するワーキンググループの設置
- 白地地区のまちづくりの課題に対する対応
- 雇用に直結する中小零細企業、地場産業、観光関連産業復興の課題に対する対応
- 区の権限強化
- 自助努力層の現況把握

②　第２回提言　平成８年10月31日（木）
- 安全都市づくりに関するワーキンググループの設置
- 地域特性に合わせたまちづくり支援
- 都心地域の復興促進
- 新しい起業のシステムの検討
- 集客観光都市、国際マルチメディア文化都市の推進
- 復興カルテの作成
- NPO、ボランティア、市民事業の実態把握と支援策の検討

③　第３回提言　平成９年２月26日（水）
- 復興状況の総合的点検
- 人口実態の把握
- 地域のもつ資源を生かした新産業形成
- 地域での防災マップづくりや人材育成の促進
- 高齢者向け不動産処分型特別融資の弾力的

運用

④ 第４回提言　平成９年５月14日（水）

- 地域単位ごとの包括的支援の方策の検討
- さまざまな“働き”による被災地域の活性化
- 空地のまちづくりへの活用
- 災害復旧高度化事業の期限延長の要望
- 「くつのまち・ながた」構想と「工房のまちづくり」の推進
- 都心地域における規制緩和とインキュベーション等の検討

⑤ 第５回提言　平成９年12月16日（火）

- 復興施策のPRと市民の声の反映
- 安全・安心のための地域での組織づくりと人材育成
- 復興の経験と知識を生かした先導的役割を担うための取り組み
- 市民事業の積極的支援のための体制充実
- 21世紀を視野に入れた新しい視点での取り組み

⑥ 第６回提言　平成10年３月27日（金）

- 復興の第一段階の終了と第二段階への取り組み
- 効率的な地元組織づくりと運営
- 安全で快適なコミュニティ創造による恒久住宅移行支援
- 復興カルテの活用と新しい視点による分析
- 市民活動支援に関する企画立案段階からの協働
- 産業集積を活用した新しい都市ビジネスの展開
- 大規模自然災害に対する保険制度の研究
- 復興推進懇話会の終了、新たな議論の場の設置

(4) 提言に対する取り組み

- ワーキンググループの設置（第１・２回）

  ○まちづくり

  リーダー：安田丑作・神戸大学教授

  ○経済復興

  リーダー：加藤恵正・神戸商科大学教授

  ○安全都市づくり

  リーダー：沖村孝・神戸大学教授

  ○都心復興検討会

  まちづくりと経済復興の合同で設置

  ○市民事業研究会

  アドバイザー：鳥越皓之・関西学院大学教授
- 中小企業融資制度の充実、「神戸で買いましょう」運動の実施（第１回）
- 神戸起業ゾーンの推進（第１回）
- 街区共同再建事業、小規模共同建替支援事業の創設（第１・２回）
- 復興カルテ'98の作成（第２回）
- 都心地域における自転車駐車場附置義務の緩和（第２・４回）
- 市民活動支援課の設置（第２・５回）
- 復興状況の総合的点検の実施（第３回）
- 水道契約戸数による人口の試算、住宅・土地統計調査の抽出率引き上げ（第３回）
- 市民安全推進条例の制定、区防災カルテの作成（第３・５回）
- 北野工房のまちオープン（第４回）
- まちづくりスポット創生事業による空地の有効活用（第４回）
- 総合防災通信ネットワークシステムの運用開始（第５回）
- コミュニティ関連事業の整理（第６回）

(5) 新たな課題への対応

懇話会の設置から１年半の間、多岐にわたる議論が交わされ、提言に対する取り組みが進められてきたが、回を重ねるごとに、復興のための緊急課題にとどまることなく、21世紀を視野に入れた課題や、震災以前からの長期的な構造課題への対応を行うべきとの意見が多くなってきた。さらに、復興の速度が鈍化するにつれて、従来と同じ取り組みでは状況を打開できないのではないかとの疑問も出され、このような事態をふまえ、平成10年３月の時点で復興の第一段階に到達したとの見解に達した（第６回提言）。

神戸市復興推進懇話会は第６回をもって終了し、復興課題と長期的課題に対応するべく、平成10年６月に設置した神戸市復興・活性化推進懇話会に議論の場を移すこととなった。

第4節　(財)阪神・淡路大震災復興基金

(1)　(財)阪神・淡路大震災復興基金の設立

震災以後、全国、全世界からボランティア活動をはじめとする人的な救援活動、義援金をはじめとする物的な支援が、過去に例を見ない規模で被災地に寄せられた。

また、一方で行政としても懸命な応急・復旧活動に努めたが、震災による被害の規模があまりにも甚大であったため、さらなる救援・支援活動として震災からの早期復興のための行政及び民間による各般の取り組みを補完し、被災者の救援及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めることが必要であった。このため、兵庫県、神戸市の出資により、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的として(財)阪神・淡路大震災復興基金が設立された。

(2)　(財)阪神・淡路大震災復興基金の概要

①　設立年月日　　平成7年4月1日

②　設立者
兵庫県及び神戸市（出資割合2対1）

③　基金の規模　9,000億円
ア．基本財産（出捐金）　200億円
イ．運用財産（長期貸付金）　8,800億円
（平成7年6月　5,800億円
平成9年3月　3,000億円拡充）

④　計画額（平成11年3月）

住宅対策	（34事業）	1,282億円	35.7%
産業対策	（32事業）	608億円	16.9%
生活対策	（34事業）	1,649億円	45.9%
教育対策	（11事業）	37億円	1.1%
その他	（4事業）	13億円	0.4%
合　計	（115事業）	3,589億円	100%

⑤　運用財産（5,800億円＋3,000億円）
- 5,800億円については、10年間4.5%の運用益（2,610億円）を確保。
- 3,000億円については、9年間3%の運用益（810億円）を確保。
- 上記の他に財源として宝くじ収益交付金等がある。

(3)　基金事業の推移

復興基金の事業については、設立当初は、住宅再建の利子補給事業など間接的支援制度としての性格が強かった。

しかし、被災者のニーズ及び執行状況などを踏まえ、随時制度の改善に努め、新規事業の追加、補助要件の緩和などの拡充措置を図った(図表8-4-1)。

例えば、
- 住宅対策の利子補給制度の対象区域の拡大・民間融資への対象の拡大、
- 民間賃貸住宅家賃負担軽減制度の創設と対象要件の緩和、補助期間の延長・補助金額の増額、
- 生活再建支援金、中高年自立支援金の創設、さらに「被災者生活再建支援法」を踏まえて、これらを統合拡充した被災者自立支援金制度の創設、

等の拡充措置により、従来の制度にはない、いわゆる個人補償的と言われた施策が実現することになった。

このように、基金制度は、当初は間接的な補助制度としての性格が強かったが、その後の事業の改善等により、被災者の生活再建を直接支援する制度としての性格が強くなってきている。利子補給事業と助成事業の割合を事業費ベースで見ると、設立当初の65%：34%から平成11年3月末時点では、34%：61%と逆転している。

なお、平成9年3月に生活再建支援金等を制度創設する際に、3,000億円を増額し、基金規模は9,000億円となっている。

（基金事業の概要は資料編参照）

図表8-4-1　復興基金事業の内容と申請状況（平成11年７月現在）

区分		事業内容	現行計画 ①		申請（H11.7.15現在）②		比率 ②/①
			件数	金額	件数	金額	
住宅対策	持家の再建・購入・補修に対する支援	住宅を再建・購入する場合の住宅融資に対する利子補給等（被災者住宅再建･購入支援事業補助、民間住宅共同化支援、被災マンション建替支援利子補給）	件 37,500	億円 469	件 31,858	億円 373	% 71
住宅対策	持家の再建・購入・補修に対する支援	（住宅債務償還特別対策、県・市単独住宅融資利子補給、高齢者特別融資利子補給他）	29,548	188	18,566	94	
住宅対策	持家の再建・購入・補修に対する支援	小計	67,048	657	50,424	467	
住宅対策	賃貸住宅入居者への支援	民間賃貸住宅等の家賃の初期負担軽減のための助成	29,806	255	28,859	286	
住宅対策	賃貸住宅建設等への支援	公的・民間賃貸住宅の建設費への助成・利子補給、家賃の助成	24,726	264	15,701	104	
住宅対策	その他	宅地防災、まちづくりの支援等	－	106	－	48	
住宅対策	計		－	1,282	－	905	
産業対策	災害復旧資金借入等の支援	被災した中小企業者等の災害復旧資金借入金に対する利子補給	44,925	388	36,163	287	62
産業対策	新規成長事業等への支援	新規成長事業を展開しようとする企業者への助成等	－	119	－	9	
産業対策	雇用対策事業	被災者の雇用促進や雇用安定のための事業主への助成	－	74	－	68	
産業対策	その他	商店街等、観光復興事業助成等	－	27	－	15	
産業対策	計		－	608	－	379	
生活対策	被災者自立支援金の支給	被災者の生きがいある自立生活を支援するための支援金の支給	134,000	1,250	133,083	1,286	95
生活対策	生活復興資金利用者の支援	生活復興資金貸付金を借り入れた被災者に対する利子補給	24,000	104	25,914	52	
生活対策	その他	被災者の生活復興の支援等	－	295	－	222	
生活対策	計		－	1,649	－	1,560	
教育・その他の対策		私立学校の復興や文化財復旧、周年記念事業等への助成	－	50	－	42	84
合計			－	3,589	－	2,886	80

※被災者自立支援金は平成11年５月支給実績まで

図表8-4-2　基金事業決定の経過

年　月　日	内　　　　　　容
7年4月1日	住宅対策、産業対策、生活対策、教育対策の4分野にわたり、28事業を決定した。 ・住宅対策…住宅の早期復興を図るため、被災者の住宅再建・購入に対する利子補給、二重ローン対策、民間賃貸住宅の再建・新築に対する助成、宅地防災工事資金融資に対する利子補給など（9事業)。 ・産業対策…中小企業の再建を支援し、被災者の雇用の維持・確保を図るため、政府系金融機関や県・神戸市の震災復旧特別資金の借り入れに対する利子補給、共同仮設店舗の建設費等に対する助成、被災者雇用奨励金及び雇用維持奨励金の支給など（11事業)。 ・生活対策…被災者の生活を支援するため、ふれあいセンターの設置・運営費に対する助成、被災者の自立を支援するボランティア活動への助成、こころのケアセンターの設置事業など（5事業)。 ・教育対策…私学の復興、文化財の修復を図るため、私学振興財団等からの借り入れに対する利子補給、仮設校舎建設費等に対する助成及び文化財修理費に対する助成など（3事業)。 【全体事業　計28事業】
7年8月10日	住宅、産業、生活、教育の各分野にわたり、被災者のニーズが強くかつ緊急性の高いもの、一般行政施策と合わせて実施するのが効果的なもの及び復興計画を進めるうえで必要なものなどを基準にきめ細やかに事業の追加・拡充を行った。 ・住宅対策…住民主体のまちづくりを推進するための復興まちづくりに対する支援、被災宅地の二次災害を防止するための工事に対する補助、特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設に対する支援など（追加7事業、拡充1事業)。 ・産業対策…港湾運送事業者に対する支援のための利子補給、民有の海岸保全施設の復旧に対する利子補給、観光地の復興を支援する事業など（追加5事業)。 ・生活対策…応急仮設住宅の共同施設の維持管理に対する補助、私道復旧事業への補助、地域集会所の復旧に対する補助、フェニックスステーション設置運営に対する補助など（追加9事業)。 ・教育対策…私立専修学校・外国人学校に対する授業料等軽減補助、非学校法人立専修学校・外国人学校に対する復旧費補助、歴史的建造物の復旧支援事業など（追加7事業、拡充1事業)。 【全体事業計　56事業】
7月12月4日	4分野以外に1事業の追加を行った。 ・その他……公共団体主催の追悼行事に関連して実施される文化復興事業に対する補助（追加1事業)。 【全体事業計　57事業】
8年3月22日	各分野にわたり、追加・拡充を行った。 ・住宅対策…宅地防災工事融資利子補給事業の対象資金の追加など（拡充2事業)。 ・産業対策…被災者雇用奨励金の実施期間の延長、対象者の拡充など（拡充4事業)。 ・生活対策…仮設住宅地域におけるスポーツ遊具等の購入費に対する補助事業の追加、ふれあいセンター設置運営事業の拡充など（追加3事業、拡充3事業)。 ・教育対策…被災地の芸術文化団体等の活動に対する補助事業の追加、歴史的建造物修理費補助の対象範囲の拡大など（追加1事業、拡充2事業)。 ・その他……復興支援館において行う被災者の自立復興のための情報提供等の事業を追加（追

年　月　日	内　　　　容
	加１事業)。 【全体事業計　62事業】
8年7月22日	公営住宅の建設戸数の増、家賃軽減策に合わせて、住宅対策について全般的な見直しを行った。 ・住宅対策…被災者の住宅再建・購入に対する利子補給事業に係る地域要件の緩和及び民間融資への対象拡大、大規模補修に対する利子補給、民間賃貸住宅家賃負担軽減制度、不動産活用型高齢者特別融資に対する利子補給、恒久住宅への移転時の出費のために借り入れる生活福祉資金貸付金に対する利子補給など（追加５事業、拡充９事業)。 【全体事業計　67事業】
8年9月17日	被災者の生活復興のため、よりきめ細やかな生活支援が必要となってきたため、生活対策の追加・拡充を行うとともに、その他事業の追加を行った。 ・生活対策…生活復興資金貸付金利子補給、生活復興県民ネットの設置運営に係る補助、住宅再建時における前面道路の整備に対する補助など（追加４事業、拡充２事業)。 ・その他……震災２周年追悼記念行事関連復興事業を追加（追加１事業)。 【全体事業計　72事業】
9月1月20日	県外に居住している被災者に対する支援、住まい復興対策の拡充等事業の拡充を行った。 ・住宅対策…民間賃貸住宅家賃負担軽減事業の対象に県外の民間賃貸住宅を加え、また、対象住宅の補助要件としていた面積要件、設備要件を撤廃。 被災者の住宅再建・購入に対する利子補給の補助要件として住宅床面積が125㎡以下としていたものを175㎡以下に緩和（拡充４事業)。 ・産業対策…政府系金融機関の震災復旧特別資金の借り入れに対する利子補給について、県内で事業を再開する場合、県外の事業のために既に借り入れた資金についても対象とした、被災者雇用奨励金の補助対象者を県内被災地域の事業主としていたものを県内外の事業主を対象とするなどの拡充（拡充４事業)。
9年3月25日	各対策について、25事業の追加、18事業の拡充を行い、生活対策の１事業を廃止した。 ・住宅対策…復興土地区画整理事業等の清算金等の支払いのための融資に対する利子補給、小規模な共同建替、協調建替等への支援、民間賃貸住宅家賃負担軽減事業の拡充など（追加５事業、拡充11事業)。 ・産業対策…新産業構造拠点地区に進出する国内外の企業のオフィス賃料に対する補助、新産業構造拠点地区の中核的な施設に対する建設費補助及び建設資金に対する利子補給、商店街・小売市場が開催する復興イベントに対する補助など（追加９事業、拡充１事業)。 ・生活対策…高齢者世帯や要援護世帯の恒久住宅への移転後の生活再建を支援するための「生活再建支援金」の支給、就労機会を提供することにより被災者の自立を図るための「被災地しごと開発事業」に対する補助、「生活復興相談員」設置事業に対する補助、生活復興資金貸付金利子補給の拡充など（追加10事業、拡充５事業)。 ・教育対策…被災地芸術文化活動補助の事業期間の延長（拡充１事業)。 ・その他……震災復興広報強化事業の追加（追加１事業)。 【全体事業計　96事業】(特別会計分　１事業を含む)
9年6月16日	生活対策について、２事業の追加を行った。 ・生活対策…支援者の活動支援や被災者の支援策を総合的に検討する「生活支援マネジメントシステム事業」に対する補助、被災者の健康状態を把握する「健康アドバイザー」

年　月　日	内　　　　　　　　容
	の設置事業に対する補助（追加２事業）。 【全体事業計　98事業】（特別会計分　１事業を含む）
９年６月25日	生活対策について、１事業の追加を行った。 ・生活対策…被災者が公営住宅空家に入居するにあたり、浴槽等を設置し、無償貸与する事業を行う「災害復興公営住宅等空家入居者支援推進協議会」に対する補助（追加１事業）。 【全体事業計　99事業】（特別会計分　１事業を含む）
９年10月６日	恒久住宅への円滑な移転や被災地における産業の復興など当面の諸課題に対応するため、７事業の追加、８事業の拡充を行った。 ・住宅対策…中高年世帯等の恒久住宅への円滑な移転とその自立を支援するための支援金の支給、高齢等のため融資を受けられずに住宅再建する高齢者への利子補給相当額の一部補助、定期借地権方式による戸建て住宅の再建支援、補修資金融資利用者へのダブルローン対策の対象拡大など（追加３事業、拡充３事業）。 ・産業対策…兵庫県、神戸市が創設した事業再開等支援資金の利用者に対する利子補給、震災で大きな被害をうけ、外的要因により未だ本格復興できない中小企業の早期復興を促進するための本格復興促進支援利子補給、震災復旧特別資金の借入れに対する利子補給期間の延長など（追加４事業、拡充５事業）。 【全体事業計　106事業】（特別会計分　１事業を含む）
10年３月25日	被災者の実態に即したきめ細やかな支援を行うため、３事業の追加、28事業の拡充を決定した。 ・住宅対策…被災宅地二次災害防止緊急助成の追加、復興まちづくり支援事業の補助対象拡大,ひょうご輸入住宅総合センターへの補助期間の１年延長、災害復興準公営住宅入居者への家賃負担軽減補助の拡充（９年度入居者までを11年度入居者までに拡大）住宅対策利子補給等の事業期間の延長（追加１事業、拡充15事業）。 ・産業対策…被災商店街空き店舗等活用支援事業、共同店舗実地研修支援事業の追加、被災者雇用奨励金、震災復興高度化促進事業の事業期間の１年延長（追加２事業、拡充２事業）。 ・生活対策…災害復興ボランティア活動補助等８事業の拡充、私道災害復旧費補助、民間防犯灯復旧費補助の事業期間の１年延長（拡充10事業）。 ・その他……震災復興広報強化事業の拡充（１事業）。 【全体事業計　109事業】（特別会計分　１事業を含む）
10年５月１日	応急仮設住宅入居者の恒久住宅への入居を支援するため、４事業の追加を行った。 ・住宅対策…公営住宅入居待機者支援事業補助、持家再建待機者等支援事業補助、公営住宅特別交換（暫定入居）支援事業補助、災害復興グループハウス整備事業補助の追加（追加４事業）。 【全体事業計　113事業】（特別会計分　１事業を含む）
10年６月４日	被災者生活再建支援法の附帯決議及び現行の支援制度を踏まえ、被災者の生きがいのある自立生活を支援するため、１事業の創設（２事業の統合拡充）を行った。 ・住宅対策…１事業（中高年自立支援金）の統合 ・生活対策…被災者自立支援金の創設、１事業（生活再建支援金）の統合。 【全体事業計　114事業】（特別会計分　１事業を含む）

年　月　日	内　　　　　　　容
10年7月31日	被災者等の支援のため、1事業の追加、2事業の拡充を行った。 ・産業対策…小規模事業者事業再開支援事業補助の追加，地域産業活性化支援事業の拡充（地域産業情報化推進事業補助）（追加1事業、拡充1事業）。 ・生活対策…被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助の拡充（被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助）（拡充1事業）。 【全体事業計　115事業】（特別会計分　1事業を含む）
10年10月6日	災害復興公営住宅における、住民相互の支援システムづくりを支援するため、生活復興県民ネット設置運営事業等補助の拡充を行った。 ・生活対策…生活復興県民ネット設置運営事業等補助の拡充（拡充1事業）。 【全体事業計　115事業】（特別会計分　1事業を含む）
11年3月16日	被災者の実態に即したきめ細やかな支援を行うため、17事業の拡充を行った。 ・住宅対策…景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助の拡充、民間賃貸住宅家賃負担軽減事業等2事業の受付期間の1年延長（拡充3事業）。 ・産業対策…緊急災害復旧資金利子補給等3事業の拡充、事業再開等支援資金利子補給等2事業の受付期間の1年延長、被災者雇用奨励金の対象期間の1年延長（拡充6事業）。 ・生活対策…生活復興県民ネット設置運営事業等補助等2事業の拡充、生活復興資金貸付金利子補給等4事業の受付期間の1年延長（拡充6事業）。 ・教育対策…被災地芸術文化活動補助の受付期間の1年延長（拡充1事業）。 ・その他……震災復興広報強化事業の1年延長（拡充1事業）。 【住宅対策計　34事業（ 35.7%)】 【産業対策計　32事業（ 16.9%)】（特別会計分を含む） 【生活対策計　34事業（ 45.9%)】 【教育対策計　11事業（　1.1%)】 【その他計　4事業（　0.4%)】 【全体事業計　115事業（100.0%)】（特別会計分　1事業を含む、カッコ内は事業費の割合。）